

人事行政の運営等の状況の公表

扶桑町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年扶桑町条例第10号）第5条の規定に基づき、令和5年度における町職員の状況について公表します。

◆任免及び職員数に関する状況

（単位：人）

区 分	職 員 数 (令和5年 4月1日現在)	退 職	採 用	職 員 数 (令和6年4月1日現在)
行 政 職	162	4	7	165
保 育 職	67	5	5	67
保 健 職	10	3	3	10
技能労務職	10	0	0	10
計	249	12	15	252

◆給与の状況

○ 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

（四捨五入）

区 分	住民基本台帳 人 口 (令和6年1月 1日現在)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和4年度 の人件費率
令和 5年度	人 35,089	千円 11,779,669	千円 312,452	千円 2,358,269	% 20.0	% 19.0

(2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和 5年度	人 236	千円 759,237	千円 138,790	千円 308,638	千円 1,206,665	千円 5,113

(注) 職員手当には退職手当を含まない。職員数は令和5年4月1日現在の人数。

○ 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和5年4月1日現在）

一般行政職			技能労務職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
円 293,700	円 360,000	歳 39.4	円 244,600	円 263,700	歳 47.5

(2) 職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

（単位：円）

区 分	初任給	2年後の給料	
一般行政職	大 学 卒	185,200	196,900
	高 校 卒	154,600	162,900

(3) 職員の経験年数別平均給料月額状況（令和5年4月1日現在）（単位：円）

区 分	経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年
一般行政職 (大学卒)	262,925	—	—

○ 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和5年4月1日現在）

級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	計
標準的 な職務	主事 技師	主事 技師	主査	統括主査	主幹	課長	部長	
職員数	22人	46人	22人	20人	20人	17人	6人	153人
構成比	14.4%	30.0%	14.4%	13.1%	13.1%	11.1%	3.9%	100.0%

○ 職員手当の状況

区 分	扶桑町		国		
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	
期末手当 勤勉手当 (令和5年度 実績)	6月期	1.200月分	1.000月分	1.200月分	1.000月分
	12月期	1.250月分	1.050月分	1.250月分	1.050月分
	計	2.45月分	2.05月分	2.45月分	2.05月分
退職手当 (令和5年4月 1日現在支給 割合)		自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	19.6695月分	24.586875月分
	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	28.0395月分	33.27075月分
	勤続35年	39.7575月分	47.709月分	39.7575月分	47.709月分
	最高限度	47.709月分	47.709月分	47.709月分	47.709月分
	1人当たりの 平均支給額	4,643千円	20,857千円		

時 間 外 勤務手当	区 分	令和4年度	令和5年度
	支 給 総 額	64,489千円	45,226千円
	職員1人当たりの平均支給年額	315千円	225千円

(平均支給年額=支給総額/(主幹級以上を除く職員+短時間職員))

(単位：円)

区 分	内 容	国の制度 との異同	
扶養手当	配偶者	6,500	同
	子	10,000	
	父母等	6,500	
	16～22歳の子1人につき加算する額	5,000	
住居手当	借家（借間）16,000円を超える家賃の額に応じて	最高 28,000	同
通勤手当	交通機関利用者 運賃相当額	最高 55,000	同
	交通用具等使用者等 距離に応じて	最高 31,600	

特殊勤務手当	支給総額	413千円
	職員1人当たり平均支給年額	10,858円
	手当の種類(手当数)	7
	代表的な手当	税務手当・防疫作業手当・用地交渉等手当・災害応急作業等手当・道路補修業務手当

○ 特別職の報酬等の状況

区 分		給料月額等	期末手当
給料	町 長	880,000円	令和5年度実績 支給割合 6月期 1.650月 12月期 1.750月 計 3.400月
	副 町 長	703,000円	
	教 育 長	644,000円	
報酬	議 長	387,000円	
	副 議 長	306,000円	
	議会運営委員長	287,000円	
	常任委員長	287,000円	
	議 員	281,000円	

※ 令和2年7月1日から、上記給料月額等の額から町長は10%、副町長及び教育長は5%に相当する額を減して支給しています。

○ 定員の状況(各年4月1日)

(1) 職員数の増減状況

(単位:人)

部 門	増員数	減員数	差引	主な増減理由
総務	10		10	機構改革に伴う職員の異動のため
農林水産		△2	△2	機構改革に伴う職員の異動のため
商工		△1	△1	機構改革に伴う職員の異動のため
民生		△4	△4	機構改革に伴う職員の異動のため 職員の退職のため
衛生	1	△2	△1	機構改革に伴う職員の異動のため
教育	2	△3	△1	機構改革に伴う職員の異動のため

(2) 部門別職員数の状況

(単位:人)

区 分		職 員 数			対前年増減数		
部 門		令和3年	令和4年	令和5年	令和3年	令和4年	令和5年
一般行政部門	議 会	3	3	3			
	総 務	45	50	60		5	10
	税 務	11	11	11	△1		
	農林水産	4	4	2			△2
	商 工	1	2	1		1	△1
	土 木	15	18	18		3	
	民 生	94	96	92		2	△4
	衛 生	20	22	21	1	2	△1
	小 計	193	206	208	1	13	2

特別行政部門	教育	30	29	28	△2	△1	△1
	小計	30	29	28	△2	△1	△1
普通会計		223	235	236	△1	12	1
公営企業等会計部門	下水道	6	7	7	1	1	
	その他	9	9	9	△1		
	小計	15	16	16		1	
合計		238	251	252	△1	13	1

◆職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

○ 勤務時間の状況

勤務時間	8:30 ~ 17:15
休憩時間	12:00 ~ 13:00

○ 育児休業及び介護休暇の取得状況（令和5年度中に新たに取得した職員数）

（単位：人）

区分	期間	取得人数		
		男	女	計
育児休業	子が3歳に達するまで	3	8	11
介護休暇	6月以内			

○ 休暇の種類（主たるもの）

区分	付与日数
年次有給休暇	20日
病気休暇	必要最小限度の期間
骨髄提供のための休暇	必要と認める期間
ボランティア	5日以内
結婚	連続する7日以内
出産	産前8週間・産後8週間
育児時間（生後1年未満の子）	1日2回（1回30分以内）
子の看護（小学校就学前の子）	5日以内
忌引（職員の親族の死亡）	配偶者10日、父母7日ほか
夏季休暇	5日

◆分限及び懲戒処分状況

○ 分限処分

（単位：人）

区分	休職	免職	降任	計
勤務実績がよくない場合				0
心身の故障	8			8
職に必要な適格性を欠く場合				0
刑事事件に関し起訴された場合				0
その他				0

計	8	0	0	8
---	---	---	---	---

○ 懲戒処分 (単位：人)

区 分	免職	停職	減給	戒告	計
給与・任用に関する不正					0
一般服務違反 (職務専念義務違反、職務命令違反等)				1	1
一般非行関係 (傷害、暴行等)					0
収賄等関係 (収賄、横領等)					0
道路交通法違反関係					0
監督責任				2	2
計	0	0	0	3	3

◆ 服務の状況

○ 営利企業等への従事許可の状況 (単位：件)

区 分	許可件数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社 その他の団体の役員等の地位を兼ねるもの	0
自ら営利を目的とする私企業を営むもの	0
報酬を得て事業もしくは事務に従事するもの	0
計	0

◆ 研修及び勤務成績の評定の状況

○ 研修の状況 (単位：人)

研 修 名		受講者数
尾張五市二町 研修協議会	一般職員前期研修始め6研修	57
(公財) 愛知県市町村振 興協会研修センター	部長研修始め2研修の階層別研修 地方自治法研修始め23研修の専門研修	45
計		102

○ 勤務成績の評定

目的	組織の方針や目標を共有し、個人の役割と責任を認識したうえで、その目標達成の課程で発揮される能力、取り組む姿勢(態度)、その成果(業績)をトータルに評価することで、組織の活性化と目標に取り組む課程での職員の能力開発と育成を図る
制度の概要	評価者は第1次と第2次の2名とし、各職員に与えられた13の評価項目についてAからEの5段階で評価する。調整者が評価者の評価を調整した後、評語を確定する。
評定日	令和6年2月1日
評定期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
実施者数	243人

◆福祉及び利益の保護の状況

○ 安全衛生管理 (単位：人)

区 分	受診者数
職員健康診断（臨時職員含む）	3 2 1
人間ドック	2 2 4

○ 公平委員会の報告事項 (単位：件)

区 分	件 数
勤務条件に関する措置の要求	0
不利益処分に関する不服申立て	0

○ 職員互助会

名 称		
扶桑町職員互助会		
会員数	補助金額	会員一人あたりの補助額
2 5 4人	1, 3 9 0, 0 0 0円	5, 4 7 2円
主な事業内容		
人間ドック助成、クラブ助成、慶弔に係る給付など		